

阿賀野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

阿賀野市長 田 中 清 善

#### 阿賀野市条例第16号

##### 阿賀野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

阿賀野市国民健康保険税条例（平成16年阿賀野市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項ただし書中「20万円」を「22万円」に改める。

第22条第1項中「20万円」を「22万円」に改め、同項第2号中「28万5千円」を「29万円」に改め、同項第3号中「52万円」を「53万5千円」に改める。

第22条の2中「第23条の2」を「第23条の2第1項」に改める。

第23条の2第2項中「その他の特例対象被保険者等であることの実を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）」に改める。

##### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の阿賀野市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。